

大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例(昭和39年大和市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び年14.5パーセントの割合は、各年の特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、」を加え、「(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

(大和市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大和市後期高齢者医療に関する条例(平成19年大和市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(督促及び延滞金の徴収)

第5条 保険料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例(昭和39年大和市条例第3号)の定めるところによる。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とする。

(大和市看護師等奨学金貸付条例の一部改正)

第3条 大和市看護師等奨学金貸付条例(昭和46年大和市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ」を削り、「年14.6パーセントの割合を乗じて」を「対して大和市諸収入金に対する督促及

び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）の規定により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例附則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（大和市道路占用料徴収条例の一部改正）

- 3 大和市道路占用料徴収条例（昭和28年大和町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「を適用し、」を「により」に改め、「附則第4項中」の次に「年14.6パーセントの割合」とあるのは「年14.5パーセントの割合」と、」を加え、「延滞金の」を削る。

（大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

- 4 大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条中「附則第4項中」の次に「年14.6パーセントの割合」とあるのは「年14.5パーセントの割合」と、」を加え、「延滞金の」を削る。